

議案第7号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「ときは、」の次に「勤務時間条例第9条の5第1項の規定により指定された超勤代休時間及び」を加える。

第16条に次の2項を加える。

6 勤務時間条例第9条の5第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定により代えられた時間外勤務手当の支給に係る次の各号に掲げる時間に対しては、当該時間1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、当該各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合の範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

- (1) 前項第1号に掲げる時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第2項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合
- (2) 前項第2号に掲げる時間 100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合

7 第4項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第2項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第19条中「及び第5項」を「、第5項及び第6項」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(説明) 超勤代休時間制度の導入に伴い、超勤代休時間を指定された職員に係る時間外勤務手当について必要な事項を定めるため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(給与の減額)</p> <p>第15条 職員が勤務しないときは、<u>勤務時間条例第9条の5第1項の規定により指定された超勤代休時間及び休日</u>（勤務時間条例第10条及び第11条の規定による休日並びに勤務時間条例第12条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）である場合、勤務時間条例第13条から第15条までに規定する年次有給休暇、病気休暇（規則で定める日数を限度とする。）及び特別休暇（生理休暇にあつては、規則で定める日数を限度とする。）を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して、給与を支給する。</p> <p>2 （現行に同じ。）</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第16条 （現行に同じ。）</p> <p>2～5 （現行に同じ。）</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第15条 職員が勤務しないときは、休日（勤務時間条例第10条及び第11条の規定による休日並びに勤務時間条例第12条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）である場合、勤務時間条例第13条から第15条までに規定する年次有給休暇、病気休暇（規則で定める日数を限度とする。）及び特別休暇（生理休暇にあつては、規則で定める日数を限度とする。）を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して、給与を支給する。</p> <p>2 （省略）</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第16条 （省略）</p> <p>2～5 （省略）</p>

6 勤務時間条例第9条の5第1項に規定する超勤代休時間を指定された場

合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定により代えられた時間外勤務手当の支給に係る次の各号に掲げる時間に対しては、当該時間1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、当該各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合の範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 前項第1号に掲げる時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第2項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

(2) 前項第2号に掲げる時間 100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合

7 第4項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間につ

いて前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第2項に規定する規則で定める割合」

とあるのは、「100分の100」とする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第19条 第15条第1項、第16条第1項、第3項、第5項及び第6項並びに前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額(次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額)とする。

(1)・(2) (現行に同じ。)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第19条 第15条第1項、第16条第1項、第3項及び第5項並びに前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額(次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額)とする。

(1)・(2) (省略)